

39201

高知県

高知市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高知市産業活性化 条例	H7.4	次に掲げる事業 (1) 次に掲げる事業を行う者であること。 ア 製造業 イ 情報通信関連業 ウ 港湾振興に寄与する事業 エ エコタウン事業 オ 地域資源活用事業 カ その他市長が特に認める事業 (2) 指定地域(別に定める基準により市長が指定する地域をいう。以下同じ。)に工場等を新設又は移設する事業で、次に掲げる要件を満たし、かつ、市長が必要と認めるもの ア 用地取得又は土地賃貸借契約後3年以内に操業を開始したものであること。 イ 長浜産業団地 面積要件無 情報通信関連業 500 m ² 以上 過疎地域 500 m ² 以上 その他指定地域 1,000 m ² 以上 ※指定地域とは、市又は国県その他の公共団体等が造成し、分譲又は貸与する企業団地、港湾関連用地などをいう。	【助成金】 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、年額1億円を限度とし、かつ、5年間で限度とする。 (1) 土地 ○ 長浜産業団地 30% ○ 長浜産業団地以外 5% (2) 土地以外の投下固定資本総額 5% ※一部、除外経費あり
		(2)指定地域に工場等を移設することに伴	○設備移設費用の 5/100 以内の額。ただ

		い既存の設備を移設する事業	し、年額1億円以内で、5年間で限度
		(3)指定地域に工場等を新設又は移設する事業で次のいずれかの要件を満たすもの ①障害者の新規雇用者等が1人以上 ②新規雇用者等(障害者を含む)が10人(中小企業者は1人)以上	○新規雇用者1人につき10万円(障害者等については、1人につき20万円)ただし、500万円を限度
		(4)指定地域におけるエコタウン事業で、本市と土地賃貸借契約を締結するもの	○土地賃貸借契約に基づく借料の1/2以内の額(ただし年額1,000万円以内で3年間を限度)
高知市産業活性化条例	H7.4	次に掲げる要件を満たすもの (1)次に掲げる事業を行う者であること。 ア 情報通信関連業 イ バックオフィス ウ 研究開発業 エ その他市長が特に必要と認める事業 (2)次に掲げる要件を満たすもの ア 本市が誘致等したものであること。 イ 操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち、常用雇用者が5人以上であること。 (3)市長が特に必要と認めるもの	【助成金】 次に定める額。ただし、次に掲げる費用(事業の認定の日から起算して1年以内に発生したものに限り)が発生した日(当該日が複数あるときは、当該日のうち最も早い日)から起算して3年間を限度とする。 (1)土地・家屋賃貸借契約に基づく借料の1/2以内の額。ただし、総額5,000万円を限度とする。 (2)雇用者を対象とした人材育成のための研修に係る費用(社内の講師に係る費用及び営利を目的とした事業のための研修に係る費用として市長が認めるものを除く。)の1/2以内の額とし、研修の対象となる雇用者1人当たりの費用に換算して得た額が月額10万円を限度とする。ただし、総額600万円を限度とする。 (3)新規雇用者(退職者補充に係る新規雇用者を除く。)1人につき1回を限度として、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(障害者(市長が別に定める要件を満たす場合に限る。)を正規社員、常用雇用者又はパートタイム労働者として雇用する場合及び新規学校卒業者を正規社員又は常用雇用者として雇用する場合

			<p>合にあつては、1人につき次に定める額に30万円を加えて得た額)。ただし、総額4,000万円を限度とする。</p> <p>ア 正規社員 1人につき120万円</p> <p>イ 常用雇用者(アに掲げる者を除く。) 1人につき80万円</p> <p>ウ パートタイム労働者 1人につき40万円</p> <p>(4) 正規社員に登用された者(退職者補充に係る正規社員を除く。)1人につき1回を限度として、それぞれ次に定める者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新規学校卒業者で、次のイに該当する場合にあつては、イに定める額に30万円を加えて得た額)</p> <p>(5) 人材確保に係る費用の1/2以内の額。ただし、総額400万円を限度とする。</p>
		<p>次に掲げる要件を満たす者</p> <p>(1) 次に掲げる事業を行う者であること。</p> <p>ア コンタクトセンター</p> <p>イ バックオフィス</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす</p> <p>ア 本市が誘致等したものであること。</p> <p>イ 操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち、常用雇用者が20人以上(バックオフィスについては10人以上)であること。</p> <p>(3) 市長が特に必要と認めるもの</p>	<p>次に定める額。ただし、総額5億円を限度とし、かつ、次に掲げる費用(事業の認定の日から起算して1年以内に発生したものに限る。)が発生した日(当該日が複数あるときは、当該日のうち最も早い日)から起算して5年間(小規模事業所にあつては、3年間)を限度とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる場合を除き、土地・家屋賃貸借契約に基づく借料の1/2以内の額。ただし、総額3,000万円(小規模事業所にあつては、総額1,800万円)を限度とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、別表(2)企業立地助成金の表ウ区分1の活性化助成金の交付を受けて建設した建物を賃借する場合にあつては、土地・賃貸借契約に基づく借料の1/2以内の額。ただし、総額7,500万円を限度とする。</p> <p>(3) 雇用者を対象とした人材育成のための研修に係る費用(社内の講師に係る</p>

		<p>費用及び営利を目的とした事業のための研修に係る費用として市長が認めるものを除く。)の1/2の額。ただし、講義型研修以外の研修にあつては、市長が別に定める額を限度とする。</p> <p>(4) 当該事業所における県内雇用者が純増している場合において、新規雇用者(退職者補充に係る新規雇用者を除く。)1人につき1回を限度として、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(障害者(市長が別に定める要件を満たす場合に限る。)を正規社員、常用雇用者又はパートタイム労働者として雇用する場合及び新規学校卒業者を正規社員又は常用雇用者として雇用する場合にあつては、1人につき次に定める額に15万円を加えて得た額)</p> <p>ア 正規社員 1人につき90万円</p> <p>イ 常用雇用者(アに掲げる者を除く。) 1人につき60万円</p> <p>ウ パートタイム労働者 1人につき30万円</p>	<p>費用及び営利を目的とした事業のための研修に係る費用として市長が認めるものを除く。)の1/2の額。ただし、講義型研修以外の研修にあつては、市長が別に定める額を限度とする。</p> <p>(4) 当該事業所における県内雇用者が純増している場合において、新規雇用者(退職者補充に係る新規雇用者を除く。)1人につき1回を限度として、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(障害者(市長が別に定める要件を満たす場合に限る。)を正規社員、常用雇用者又はパートタイム労働者として雇用する場合及び新規学校卒業者を正規社員又は常用雇用者として雇用する場合にあつては、1人につき次に定める額に15万円を加えて得た額)</p> <p>ア 正規社員 1人につき90万円</p> <p>イ 常用雇用者(アに掲げる者を除く。) 1人につき60万円</p> <p>ウ パートタイム労働者 1人につき30万円</p>
		<p>(5) 当該事業所における県内雇用者が減少していない場合において、正規社員に登用された者(退職者補充に係る正規社員を除く。)1人につき1回を限度として、それぞれ次に定める者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新規学校卒業者で、次のイに該当する場合にあつては、イに定める額に15万円を加えて得た額)</p> <p>ア 常用雇用者から正規社員へ登用された者 1人につき30万円</p> <p>イ パートタイム労働者から正規社員へ登用された者 1人につき60万円</p> <p>(6) 人材確保に係る費用の1/2以内の額</p>	<p>(5) 当該事業所における県内雇用者が減少していない場合において、正規社員に登用された者(退職者補充に係る正規社員を除く。)1人につき1回を限度として、それぞれ次に定める者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新規学校卒業者で、次のイに該当する場合にあつては、イに定める額に15万円を加えて得た額)</p> <p>ア 常用雇用者から正規社員へ登用された者 1人につき30万円</p> <p>イ パートタイム労働者から正規社員へ登用された者 1人につき60万円</p> <p>(6) 人材確保に係る費用の1/2以内の額</p>

		<p>コンタクトセンター事業等の用に供させることを目的に建物を新設する事業で、次に掲げる要件のすべてを満たすもの</p> <p>(1) 高知市中心市街地活性化基本計画(平成24年11月策定)の計画区域内において建物を新設する事業であること。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。</p> <p>(2) 建物の同一階における専有面積が200坪以上であること。</p> <p>(3) コンタクトセンター事業等の認定を受けた事業者(以下この表において「コンタクトセンター等認定事業者」という。)に5年間継続して当該建物を賃貸すること。</p>	<p>建物の取得日から起算して1年以内(ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。)にコンタクトセンター等認定事業者が入居した場合であって、交付対象者がコンタクトセンター等認定事業者と建物賃貸借契約を締結した専有面積及び共有面積(建物1棟を賃貸しない場合にあっては、同一階における専有面積に対する当該賃貸借契約を締結した専有面積の比率を当該認定事業者が主に使用する同一階における共有面積に乗じて得た面積をいう。)に係る投下固定資産額の5/100以内の額。ただし、総額2,000万円を限度とする。</p>
		<p>次に掲げる要件を満たす者</p> <p>(1) 次に掲げる事業を行う会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社又は合同会社であること。</p> <p>ア コンテンツの企画、制作、流通又は管理</p> <p>イ コンテンツに関する人材育成又はコンサルティング</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>ア 本市が誘致等したものであること。</p> <p>イ 操業開始の日から起算して1年以内に新たに雇用された県内雇用者のうち、正規職員、短時間労働者又は無期雇用派遣労働者の合計が5人以上であること。</p> <p>(3) 市長が特に必要と認めるもの</p>	<p>次に定める額。ただし、総額6,000万円を限度とし、かつ、高知県コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱(平成27年11月1日高知県制定)の規定に基づき交付決定を受けた事業に着手した日から起算して3年間を限度とする。</p> <p>(1) 土地・家屋賃貸借契約(土地及び家屋の所有者が交付対象者の役員(会社法第329条第1項に規定する役員をいう。)又は親会社等(同法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)でないものに限る。)に基づく借料(土地及び家屋の賃借料並びに共益費をいう。ただし、駐車場代を除く。)の1/2以内の額。ただし、総額3,000万円を限度とする。</p> <p>(2) 当該事業所における県内雇用者が純増している場合において、新規雇用者(退職者補充に係る新規雇用者を除く。)である正規職員1人につき1回を限度として、30万円(障害者(市長が別に定める要件を満たす場合に限る。)及び新規学校卒業者を雇用</p>

			<p>する場合にあつては、1人につき当該額に15万円を加えて得た額)</p> <p>(3) 当該事業所における県内雇用者が減少していない場合において、短時間労働者、無期雇用派遣労働者又は非正規職員から正規職員に登用された者(退職者補充に係る正規職員を除く。)1人につき1回を限度として、30万円(当該者が新規学校卒業者である場合にあつては、1人につき当該額に15万円を加えて得た額)</p>
--	--	--	---

39202

高知県

室戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 ※室戸市固定資産税の課税免除に関する条例による (1)製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が5,000 万円超1 億円以下である法人が行うものにあつては1,000 万円とし、資本金の額等が1 億円超である法人が行うものにあつては2,000 万円とする。) (2)情報サービス業等、農林水産物等販売業又は規則で定める事業 500 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
室戸市企業誘致推進条例	H19.12	(1)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 23 条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業のほか、規則で定める事業を行うものであること。 (2)投下固定資産の取得金額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ定める額以上であると見込まれること。 ア 製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が5,000 万円超1 億円以下である法人が行うものにあつては1,000 万円とし、資本金の額等が1 億円超である法人が行うものにあつては2,000 万円とする。) イ 情報サービス業等、農林水産物等販売業又は規則で定める事業 500 万円	【奨励金】 ○ 固定資産税相当額 (5年間) ※課税免除の適用が受けられる場合はその差額

		<p>(3)新規雇用従業者が3人以上見込まれること。</p> <p>(4)事業所立地に伴う環境保全について適切な措置を講ずるものと認められること。</p> <p>(5)納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと。</p>	
室戸市コールセンター等誘致促進条例	H26.10	<p>【交付対象者】</p> <p>室戸市内に事務所を開設するコールセンター等事業者で次に掲げる要件をすべて満たすもの</p> <p>(1)操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち雇用の期間の定めのない常用雇用者が5名以上であること。</p> <p>(2)操業開始の日から起算して1年以内の雇用の期間の定めのない常用雇用者数の割合が100分の80以上であること。</p> <p>(3)納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと。</p> <p>(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に所属していないこと。</p>	<p>【奨励金・交付額】</p> <p>奨励金は、次に定める額の合計とする。ただし、一の会計年度の奨励金の額は2,000万円を限度とし、事業認定の日から起算して5年間を限度とする。</p> <p>また、国、県等の制度で助成金、奨励金等の適用を受けることができる場合は、その適用を受けることを優先し、奨励金は、その差額分について適用するものとする。</p>
		<p>【交付対象経費】</p> <p>コールセンター等の操業開始後5年間の期間中次に掲げるもの</p>	
		<p>(1)土地・家屋の賃貸に係る費用</p>	<p>(1)土地・家屋賃貸借契約に基づく借料の2分の1以内の額。ただし、総額1,000万円を限度とする。</p>
		<p>(2)雇用者を対象とした人材育成のための研修に係る費用</p>	<p>(2)雇用者を対象とした人材育成のための研修を行う場合は、研修に係る費用(社内の講師に係る費用(注1)を除く。以下同じ。)の4分の3以内の額</p>
		<p>(3)コールセンター等を操業するに当たり新規に雇用する者で、次の各号のすべてに該当するものの給与</p> <p>ア 操業開始から6月を経過した日、9月30日及び3月31日を基準日とし、各基準日以前6月以内の期間において勤続期間が6月以上となっている者</p>	<p>(3)次に掲げる者の労働形態の区分に応じ(奨励金の交付対象期間中に労働形態が変更された場合は、左記の基準日以前6月以内の期間のうち3分の2以上の期間を満たす労働形態を対象として算定する。)、新規雇用者1人当たりそれぞれ次に定める額(障害者については、</p>

		<p>イ アに規定する基準日において労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条の規定による労働者名簿に記載されている者</p> <p>ウ 基準日において雇用保険の被保険者の資格を有する者</p> <p>エ 基準日において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により室戸市の住民基本台帳に登録されている者</p> <p>オ 退職補充のために新たに雇用される者以外の者</p>	<p>全体の雇用者数に対する割合が 100 分の3以上である場合(前回の交付の額の算定時に当該割合が 100 分の3未満であった交付対象者にあつては、全体の雇用者数が増加し、当該割合が 100 分の3以上となった場合)に限り、1人につき 10 万円を加えて得た額とし、1回を限度として交付する(同一人物を再雇用した場合は再度の交付は行わない。)。また、2年目以降は増加人員分を対象とし、退職者の補充は対象とはしない。</p> <p>ア スーパーバイザー(注 2)(操業開始の日から6月を経過した日における全ブース数の5分の1以内の人数を限度とする。) 100 万円</p> <p>イ 常用雇用者(注 3)(スーパーバイザーを除く。) 50 万円</p> <p>ウ パートタイム労働者(注 4) 30 万円</p>
		(4)人材確保に係る費用	(4)人材確保に係る費用の2分の1以内の額
			<p>(注 1)社内の講師に係る費用 社内の講師に対する報酬、交通費等をいう。</p> <p>(注 2)スーパーバイザー オペレーターを管理する者をいう。</p> <p>(注 3)常用雇用者 1週間の労働時間が 30 時間以上の者をいう。</p> <p>(注 4)パートタイム労働者 1週間の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の者をいう。</p>

39203

高知県

安芸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

制度名	制定年月	対象者の要件	内容
安芸市コールセンター等立地促進事業費補助金	H30.3	<p>市内にコールセンター等を開設する事業所で要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 操業開始後1年以内に以下の新規雇用を伴うこと コンタクトセンター 20人以上 バックオフィス 10人以上 等</p> <p>(2) 高知県指定企業かつ市が誘致した企業であること</p> <p>(3) 納付すべき本市公課の滞納がないこと</p>	<p>1. 土地・建物の賃借料</p> <p>2. 研修費</p> <p>3. 新規雇用に係る奨励金(6か月以上継続雇用された市内在住者、各雇用形態による補助)</p> <p>・限度額 3,000 万円</p> <p>・補助期間 最長5年</p>

39204

高知県

南国市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名 要綱	奨励金の 種類	対象者の要件	内 容
南国市企業立 地奨励金交付 要綱	企業奨励金	○新設企業(ただし、本市が指定する団地以外の指定地区においては、製造業(日本標準産業分類における製造業)に限る。)	固定資産税相当額 (20万円を超える場合) ○限度額 4,000万円 ○助成期間 3年間
	環境整備 奨励金	○新設企業で、下記のいずれかに該当するもの (1) 事業所においては、建物等(土地を除き償却資産を含む)の設備投資額が 5,000 万円以上であること (2) 試験研究施設及びソフトウェア業等施設を有する施設企業においては、建物等(土地を除き、償却資産を含む。)の設備投資額が 2,500 万円以上であること	①緑地整備費 交付対象経費の1/2の額 (100万円を超える場合) ・限度額 500万円 ②周辺環境対策整備費(法令又は環境協定に定められた基準により整備されるものを除く) 交付対象経費の1/2の額 (20万円を超える場合) ・限度額 2,000万円 ○上記の整備費①②は、家屋建設と並行して、又は完了後1年以内に整備したものに限り。
	雇用促進 奨励金	○新設企業で、下記のいずれかに該当するもの (1) 事業所においては、新規雇用者の数が5人以上 (2) 試験研究施設及びソフトウェア業等施設を有する新設企業においては、新規雇用者の数が2人以上	新設企業の操業開始後3ヶ月までに当該新設企業に新たに雇用された者で、1年間継続して雇用されている市内在住の常時雇用者 ○1人当たり 50万円(1回のみ) ○限度額 500万円
南国市コール センター等設 置奨励金交付 要綱	コールセンタ ー等設置奨励 金	○コールセンター、バックオフィス及びコンテンツ産業に係る事務所を開設する事業者で、次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち常用雇用者について、次に掲げる業務形態の区分に応じ、それぞれ次に掲げる人数を雇用すること。 ア コールセンター 20名以上	① 人材育成の研修費 対象経費の1/2の額 ② 市内在住の新規雇用者一人当たりそれぞれ次に定める額(1回のみ) ・正規社員 90万円 ・非正規社員 60万円 ・パートタイム労働者 30万円 上記のうち障害者及び子育て世代の者

		<p>イ バックオフィス 10名以上 ウ コンテンツ産業 5名以上 エ サテライトオフィス(※)5名以上</p> <p>(2) 南国市が誘致した企業であること。</p> <p>(※)サテライトオフィス 高知県内の主な拠点となるコールセンター又は バックオフィス以外に、南国市に設置するコール センター又はバックオフィス</p>	<p>に限り10万円を加えて得た額</p> <p>③ 土地・家屋賃借料 対象経費の1/2の額 ・限度額900～1,500万円</p> <p>④ 人材確保に係る費用 対象経費の1/2の額 ○限度額 2,000～4,000万円 ○助成期間 3～5年間</p>
--	--	--	--

39205

高知県

土佐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
同意促進区域 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
土佐市企業立地 促進条例	H20.6	新設 (1)新規雇用者(※1)が10人(中小企業5人)以上 (2)投下固定資産が1億円(中小企業3,000万円)以上 増設又は移転 投下固定資産2億円(中小企業5,000万円)以上、新規雇用者20名(中小企業5人)以上	企業立地奨励金 ○企業立地に係る奨励金 固定資産税相当額(5年間) 各年度交付限度額5,000万円 ○人材確保に係る奨励金 人材確保に係る費用の全額 限度額総額500万円(3年間)
		賃借 次の各号のいずれかに該当する場合 (1)市が誘致したもの (2)操業開始日に新規雇用者10名以上	賃借設置企業立地奨励金 ○賃借料に係る奨励金 賃借契約における事業所等の月額賃借料に1/2を乗じて得た額(3年間) 1月あたり限度額50万円 ○開設費用に係る奨励金 事業所開設に要する以下の費用の合計額(操業開始日の前日までに要した費用に限る) 限度額1,000万円 ア-内外装及び外構に要した費用 イ 通信回線設置費用 ウ 機器等の購入、賃貸借及び搬入費用 エ その他市長が認めた費用 ○人材確保に係る奨励金 人材確保に係る費用の全額 限度額総額500万円(3年間)

		<p>企業立地奨励金又は賃借設置企業立地奨励金の新規雇用人数を満たした場合</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○企業立地に係る雇用促進奨励金(新規、増設又は移転)</p> <p>新規雇用者1人につき、 契約期間の定め</p> <p>なし 40万円以内 (障害者 50万円以内)</p> <p>あり 30万円以内 (障害者 40万円以内)</p> <p>限度額 5,000万円</p> <p>最初の企業立地奨励金支給年度のみ</p> <p>○賃借設置企業立地に係る雇用促進奨励金(賃借)</p> <p>新規雇用者1人につき、1回を限度として、 契約期間の定め</p> <p>なし 30万円以内 (障害者 40万円以内)</p> <p>あり 20万円以内 (障害者 30万円以内)</p> <p>限度額 3,000万円</p> <p>初回新規雇用者採用日から3年間を限度</p>
--	--	---	--

(※1) 新規雇用者の定義は各奨励金により異なります。

39206

高知県

須崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員 (人以上)			
企業等誘致促進条例 5,000 (中小企業 3,000) 須崎市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の対象になるものを除く	10 (中小企業 5)	課税免除	固定資産税	3年間
同意集積区域 20,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
須崎市企業等誘致促進条例	H13.10 改定 H15.7 改定 H20.12 改定 H28.12	(1) 投下固定資産が 5,000 万円以上 (中小企業は 3,000 万円以上) (2) 新規雇用従業員が 10 人以上 (中小企業5人以上) (3) 環境整備に努める者 (4) 本市に納めるべき公金の滞納がない者	奨励金 ○5,000 万円限度 ○新規雇用1名につき 50 万円 10 名限度

39208

高知県

宿毛市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
※1 3,000 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	—	課税免除	固定資産税	5年間
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例による	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
※2 3,000 製造業、道路貨物運送業、海上運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	—	課税免除	固定資産税	5年間
宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例による	—	課税免除	固定資産税	5年間
過疎地域 ・製造業、旅館業 設備取得価額の合計が、 資本金5千万円以下は5百万円以上 資本金5千万円超は1千万円以上 資本金1億円超は2千万円以上のもの ※資本金5千万円以下は、改修等含む。 ※個人事業者は5百万円以上		課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 ・情報サービス業等、農林水産物等販売業 設備取得価額の合計が5百万円以上		課税免除	固定資産税	3年間

※1 高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例

※2 宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例

39209

高知県

土佐清水市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	500	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島地域	500	—	不均一課税 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.70%	固定資産税	3年間

39210

高知県

四万十市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興 ※四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例による	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
過疎地域 ※四万十市固定資産税の課税免除に関する条例による (1)製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものは1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものは2,000万円とする。) (2)情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
四万十市コールセンター等立地促進事業費補助金	H27.4	<p>【補助対象者】</p> <p>市内にコールセンター等の拠点を設けて事業を行う事業者で、事業所の取得又は賃借の開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始した企業</p> <p>○コンタクトセンター 操業開始後1年以内に20人以上(四万十市在住者に限る)の新規雇用を伴うこと。</p>	<p>○建物の賃借に要する経費(賃借料及び共益費)の50%</p> <p>○償却資産の取得又は賃借に要する経費 償却資産の取得に要する経費の20%又は同資産の賃借に要する経費の1/2(事業所におけるブース数×1.5万円×事業期間(月数)を乗じた金額を上限とする。)</p> <p>○オペレーター等の雇用に係る奨励金</p>

		<p>○バックオフィス、コンテンツ産業</p> <p>操業開始後1年以内に 10 人以上(四万十市在住者に限る)の新規雇用を伴うこと。</p>	<p>6月以上継続して雇用された新規雇用者のうち四万十市在住者(純増分のみ。1人につき1回限り。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 90 万円/人 ・一般被保険者(週所定労働時間が 30 時間以上) 60 万円/人 ・一般被保険者(週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満) 30 万円/人 <p>○限度額 5億円</p> <p>○補助期間 3～5年間</p>
--	--	---	---

39211

高知県

香南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
同意促進区域 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>過疎地域(旧夜須町、旧赤岡町、旧吉川村)において事業の資産を取得し、以下の要件に該当する場合</p> <p>1. 要件</p> <p>(1) 事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告をしている法人 ・取得等を行った設備が香南市過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合する旨の確認を受けた者 <p>(2) 対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 <p>(3) 事業者の資本金規模及び対象業種ごとの対象となる取得額</p> <p>< 製造業、旅館業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金規模 5,000 万円以下 ⇒取得額 500 万円以上 ・資本金規模 5,000 万円越～1 億円以下 ⇒取得額 1,000 万円以上 ・資本金規模 1 億円越 ⇒取得額 2,000 万円以上 <p>< 情報サービス業等、農林水産物等販売業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒取得額 500 万円以上 <p>※資本金等の規模が 5,000 万円越の事業者については、新增設に係る取得等に限る</p>		課税免除	固定資産税 ・家屋(建物及び付属設備のうち、直接事業の用に供する部分) ・償却資産(直接事業の用に供する機械及び装置) ・土地(取得後1年以内に該当する建物の建設に着手した敷地で直接事業の用に供する部分)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香南市企業誘致条例	H18.9	<ul style="list-style-type: none"> ○青色申告書を提出するもの ○投下固定資本額 3,000 万円超 ○市内在住者又は在住予定者雇用 20%以上 	<p>助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税の 25% <p>(3年間)</p>
香南市情報サービス施設等設置促進事業費補助金	H30.12	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に情報サービス施設等を開設する事業所で新規地元雇用者が 2 人以上見込めること (2) 香南市が助成対象企業として指定した企業であること 	<p>【補助金】</p> <p>① 通信回線使用料補助金 補助率:高速通信回線年間使用料の 50% 以内 限度額:100,000 円/月 交付期間:5 年間</p> <p>② 賃料補助金 補助率:賃借料の 50%以内 限度額:100,000 円/月 交付期間:5 年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②共に初年度は当該施設の使用開始の日から 3 月 31 日まで ・2 年目以降は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで ・2 人以上の新規地元雇用が確定した年度のみ申請することができる。 <p>③ 施設整備補助金 補助率:施設整備費の 25%以内 限度額:2,500,000 円 交付回数:1 施設等につき 1 回に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象企業の指定を受けた日から当該施設の使用開始の日以後 1 年以内 <p>④ 雇用奨励金 正社員:1 人当たり 1,000,000 円 常用雇用者(週所定労働時間が 30 時間以上):1 人当たり 700,000 円 パートタイム労働者(週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満):1 人当たり 500,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者 1 人につき 1 回限りとする。ただし、対象となる新規地元雇用者は、新規雇用した日から 6 ヶ月を経過した者と

			する。
香南市企業立地促進事業費補助金	R3.4	<p>(1)新設等を行う事業所において営む事業が次に掲げる業種であること。</p> <p>ア 地域資源活用型産業</p> <p>イ 先端技術産業</p> <p>ウ 一般製造業</p> <p>エ 試験研究施設</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業種</p> <p>(2)業務の安定性、成長性、信用度等において、優良な企業と認められること。</p> <p>(3)次のア又はイの要件に該当すること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。</p> <p>ア 投下固定資産額が 2,500 万円以上で、かつ、新規地元雇用者が 3 人以上であること。</p> <p>イ 投下固定資産額が 5,000 万円以上で、かつ、高知県企業立地促進要綱(昭和 58 年 9 月 1 日高知県制定)第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による指定を受ける場合は、新規地元雇用者が 5 人以上であること。</p> <p>(4)企業立地のために取得する土地の取得に係る契約を締結しようとする日から、3 年以内に事業を開始すること。</p> <p>(5)納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。</p> <p>(6)香南市が助成対象企業として指定した企業であること</p>	<p>【補助金】</p> <p>① 補助率 土地の取得費用の 10%以内</p> <p>② 補助上限額 左記に掲げる(3)アの要件に該当する企業 1,000 万円 左記に掲げる(3)イの要件に該当する企業で新規地元雇用者が 5 人以上の場合 2,000 万円 左記に掲げる(3)イの要件に該当する企業で新規地元雇用者が 10 人以上の場合 3,000 万円</p>

39212

高知県

香美市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 ・製造業、旅館業 設備取得価額の合計が、 資本金5千万円以下は5百万円以上 資本金5千万円超は1千万円以上 資本金1億円超は2千万円以上のもの ※資本金5千万円以上は、新設又は増設に限る。 ※個人事業者は5百万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 ・情報サービス業等、農林水産物等販売業設備取得価額の合計が5百万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

参考:平成18年5月26日 条例第244号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香美市企業立地促進条例	H18.3	○市内に新たに事業所を設置する法人 ○土地取得日(又は借地日)から3年以内に操業開始 ○敷地面積 1,000 m ² 以上 ○延べ床面積 500 m ² 以上	
		○賦課年度の固定資産税全額を納付期限内に完納	操業奨励金 ○固定資産税相当額(5年間) ※法律等に基づく減免措置を受けられる場合はその差額
		○新規常用雇用者数5名以上 新規常用雇用者とは、労働者名簿登録者であり、かつ、雇用保険の被保険者である者をいう	雇用奨励金 ○新規常用雇用者のうち、香美市における住民基本台帳に1年以上登録されている者1人当たり10万円(3年

			間) ○限度額 200 万円(年額)
		○BOD日間平均5mg/l以下の機能を有すること ※高知テクノパークのみ該当	排水処理施設整備奨励金 ○1日あたりの処理能力について交付(新設及び操業開始の日から5年以内の増設) 浄化槽 処理能力1㎡につき 50 万円
香美市サテライトオフィス等設置促進事業費補助金交付要綱	R3.7	○IT・コンテンツ、コンタクトセンター、バックオフィスに係る事務所を開設する事業者で、次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 市内での事業所の取得(または賃借開始)後、1年以内に操業開始すること (2) 操業開始後1年以内に、市内に住所を有し、かつ雇用保険の被保険者である者を正規職員として2人以上雇用すること (3) 香美市が指定した企業であること	
		【交付対象経費】	
		○ 市内新規雇用奨励金	○ 市内在住の新規雇用者一人当たりそれぞれ次に定める額 (1)(2)以外の正規職員 100 万円 (2)正規職員のうち短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上)又は無期雇用派遣労働者 70 万円 (3)非正規職員(週所定労働時間が20時間以上) 50 万円 (5年間)
		○ 事業者賃借補助金	○ 建物の賃借に要する経費 ・対象経費の1/2の額 ・限度額 10 万円/月(5年間)
		○ 施設整備補助金	○既存施設の改装並びに建築設備及び通信施設の敷設に要する経費 ・対象経費の1/2の額 ・限度額 250 万円 ○IT・コンテンツ企業等の指定を受けた日から、当該施設の使用開始の日

		後1年以内
	○ 通信回線使用料補助金	○事業の用に供する通信に要する経費 ・対象経費の1/2の額 ・限度額10万円/月（5年間）
	○ 人材募集補助金	○人材の募集に要する経費 ・対象経費の1/2の額 ・限度額5万円（5年間）

39302

高知県

奈半利町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 製造業又は旅館業 500万円 (資本金の額等が5千万円超1億円以下 である法人が行うものにあつては1千万 円とし、資本金の額等が1億円超である 法人が行うものにあつては2千万円とす る。) 情報サービス業等又は農林水産物等販 売業 500万円	—	課税免除	固定資 税	3年間

39303

高知県

田野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 500 ※製造業又は旅館業 資本金の額等が5,000万円超1億円 以下の場合、1,000万円超 資本金の額等が1億円超の場合、 2,000万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

参考：令和3年9月14日条例第12号

田野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

39304

高知県

安田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
安田町内において、一定の要件を満たす設備を取得等した場合で、以下の要件を満たすもの ○製造業、旅館業 ・資本金の額等 5,000 万円以下、取得価額 500 万円以上 ・資本金の額等 5,000 万円超1億円以下、取得価額 1,000 万円以上 ・資本金の額等 1 億円超、取得価額 2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・取得価額 500 万円以上		課税免除	固定資産税	3年間
導入促進基本計画に基づく計画認定を受けた以下の設備 ・機械装置 160 万以上 ・測定工具及び検査工具 30 万以上 ・器具備品 30 万以上 ・建物付属設備 60 万以上		課税標準 1/2 ※賃上げ表明有 課税標準1/3	固定資産税	3年間 ※賃上げ表明有 4又は5年間

39305

高知県

北川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39306

高知県

馬路村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	資本金の額			
過疎地域 2,000	1億超	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 1,000	5,000万超 ～1億	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 500	5,000万以下	課税免除	固定資産税	3年間

39307

高知県

芸西村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芸西村企業誘致条例	S62.6	○敷地面積 5,000 m ² 以上 ○建築面積 1,000 m ² 以上	助成金 ○固定資産税の25% (5年間)
芸西村事業者支援事業補助金交付要綱	令和4年3月23日	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 法人又は個人の事業者 (2) 自らが事業の実施主体である者 (3) クラウドファンディング等により、寄附を受けた額(以下「寄附額」という。)が目標額に達した者又は寄附額が目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責めにおいて事業を行うことを村と協議し、村の同意を得た者 (4) 村内に事業所等の設置(設置予定を含む。)をし、継続した事業活動を行うことができる者 (5) 国税及び地方税の滞納がない者(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。) (6) 代表者が芸西村暴力団排除条例(平成23年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接関係者でない者 (7) 事業者支援事業に係る製品及びサービス等を村のふるさと納税の返礼品	補助金の額は、次に掲げるところによる。ただし、補助対象経費の額の範囲を超えないものとする。 (1) ポータルサイトで受領した寄附の場合は、寄附額の10分の4の額とする。 (2) 補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 補助対象事業 事業者の取組のうち、別表第1に掲げる事業を除くものをいう。 補助対象経費 事業者の取組に係る必要経費のうち、別表第2に掲げる経費をいう。

		に登録する者。ただし、事業者支援事業に係る製品及びサービス等が村のふるさと納税の返礼品として登録できない場合は、この限りでない。	
--	--	--	--

別表第1

金融業 保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)	
サービス業等のうち以下のもの	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定に基づく許可又は届出が必要な営業(深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く。)
	易断所 観相業 相場案内業
	競輪・競馬等の競走場 競技団
	芸妓業 芸妓あつせん業
	場外馬券・車券売場、競輪 競馬予想業
	興信所(専ら個人の身元、身上、素行又は思想の調査を行うものに限る。) 探偵業
	集金業 取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く。)
	宗教 政治 経済又は文化に係る団体

※上記以外に村内の補助等事業がある事業を除く。

別表第2

補助対象事業	補助対象経費
村内で起業・企業支援・企業誘致等に関するもの	工場・作業場等の建物取得に要する経費
	建物附帯設備の整備取得費
	地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他新商品・新サービス開発等に要する経費
村内で商品開発に関するもの	地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他新商品・新サービス開発等に要する経費

ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は、対象経費には含まない。

39341

高知県

本山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間

39344

高知県

大豊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 ○製造業又は旅館業 500 ※資本金 5,000 万円超 1 億以下 →1,000 資本金 1 億円超 →2,000 ○情報サービス業等又は農林水 産物等販売業 500	— —	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

39363

高知県

土佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間

39386

高知県

いの町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
いの町産業振興奨励金交付要綱	H25.4	(1)工場等を新設の場合は常時雇用従業員数が10人以上、工場等を増設、移転、新築、改築又は増築する場合は、新たに雇用する常時従業員数が5人以上であること (2)納期限の到来した町税を完納していること	【奨励金】 ○ 固定資産税相当額 (操業開始日以後最初の課税年度から5年度) ※国等から交付される補助金等があるときは除く。

39387

高知県

仁淀川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
産業振興促進区域 ※1 ※2 ・製造業又は旅館業 500 ・製造業又は旅館業(資本金が5,000万円を超え1億円以下の法人) 1,000 ・製造業又は旅館業(資本金が1億円を超える法人) 2,000 ・情報サービス業又は農林水産業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

※1 持続的発展計画にて振興すべき業種と定めたもの

※2 資本金額が5,000万円を超える法人は、新設又は増設に限る

39401

高知県

中土佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
1,500 500 —	— 10 20	奨励金又は固定資産 税の減免	固定資産税相当額	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法第 38 条第 2 項に規定する計画)に定める業種に属する事業の用に供す る法附則第 15 条第 47 項に規定する機械装置等の導入。		課税標準額を0とする	計画に基づき導入 する機械装置等の 固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中土佐町工場、事業 場設置奨励条例	H18.1	次の各号のいずれかに該当するもの (1)投下固定資産総額が 1,500 万円以上 (2)常時使用する従業員が 20 人以上 (3)投下固定資産総額が 500 万円以上で、常 時使用する従業員が 10 人以上	奨励金 ○固定資産税の収納額に相当する 額の範囲内 (3年間) ※奨励金の交付または固定資産税の 減免

39403

高知県

越知町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 ・製造業又は旅館業 500 万円 (資本金の額等が5千万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1千万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2千万円とする。) ・情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

39405

高知県

梶原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
—	50	課税免除	固定資産税 (町民税を含む)	3年間

39410

高知県

日高村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員(人以上)			
先端設備導入促進基本計画	-	課税免除	固定資産税	3年間 ※従業員に対する賃上げ方針を表明した場合適用期間が5年又は4年となる

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日高村企業誘致及び活性化補助金 ※詳細は、日高村企業誘致及び活性化補助金交付要綱をご確認ください。	H.25.5	次に定める業種 (1) 製造業 (2) 情報通信業 (3) 情報通信技術利用業 (4) 運輸業 (5) 卸売業 (6) 自然科学研究所 ※詳細は、日高村企業誘致及び活性化補助金交付要綱をご確認ください。	(補助金) 該当する固定資産について、新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3年間を限度として、その課税相当額を補助することができる。 ※詳細は、日高村企業誘致及び活性化補助金交付要綱をご確認ください。

39411

高知県

津野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
津野町企業誘致条例	H21.6	新設に要する資金が 2,700 万円以上で 10 人以上の雇用	新設は、200 万円を交付
		増設に要する資金が 1,500 万円以上で3人以上の雇用	増設は、100 万円を交付

39412

高知県

四万十町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
四万十町企業立地等促進条例	H29.12	(1)新設事業 一の事業用施設等でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 2,700 万円を超え、かつ、4人以上の従業員の雇用を伴う新設 (2)増設事業 一の事業用施設等でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 1,000 万円を超え、かつ、2人以上の新たな従業員の雇用を伴う増設	新設又は増設に係る家屋及び償却資産並びに土地(取得の日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする事業用施設等の整備の着手があった土地に限る。)に対して課される固定資産税相当額を限度として助成金を交付 (1)新設の場合 3年間 (2)増設の場合 2年間

39424

高知県

大月町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興 2,700	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間

39427

高知県

三原村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
半島振興 2,700	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39428

高知県

黒潮町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員 (人以上)			
半島振興 500 ※資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
上記2つのいずれかの適用を受けたもののそれ以外については、 ・新設の場合 投下固定資産額、リース代金及び借上料1,000万円 ・増設の場合 投下固定資産額、リース代金及び借上料1,000万円	上記3つのいずれかの適用を受けたもの以外 3 2(既存5)	課税免除	固定資産税	・半島振興の適用を受けたものは2年間と3年目について、不均一課税額の合計額を上限に免除 ・過疎地域、同意集積区域の適用を受けたものは終了後2年間免除 ・上記以外で、左記の適用基準のものは5年間の免除